

令和3年（2021年）1月19日

文教生活常任委員会資料

管理部 職員課

資料NO. 3 R3年度宝塚市公立学校教職員人事異動方針及び実施要領

令和3年度（2021年度）宝塚市公立学校教職員異動方針

宝塚市教育委員会

## 1 基本方針

教育の理念である、子どもたちに「生きる力」を培うため、各学校においては創意工夫による教育課程の実施及び開かれた特色ある学校づくりについて、より一層の推進が求められている。

これらの推進のため、全市的視野に立った公正な人事異動を行うことにより、組織の活性化と清新な気運を醸成し、本市公立学校教育の発展を期する。

## 2 具体的方針

- (1) 上記の方針にのっとり、子ども本位の教育を一層推進し、保護者や地域から信頼される学校経営ができるように努める。そのため、宝塚市教育再生プロジェクト会議の提言及び宝塚市幼小中教育プロジェクト委員会の提言等を尊重し、校長の意見具申を基に職員構成等の適正化を図る。
- (2) 適材適所の配置に努めることにより、生徒指導や校内研究の一層の充実、及び時代に即した多様な教育の推進を図る。
- (3) 同一校における長期勤務者及び新規採用者の異動を積極的に進める。また、同一校の勤務年数が10年以上の者については、特に積極的に進める。

## 令和3年度（2021年度）宝塚市公立学校教職員異動実施要領

異動を進めるに当たっては、令和3年度（2021年度）宝塚市公立学校教職員異動方針に基づき、職員構成の適正化や職員の気風の刷新を図るという本来的な目的を達成するため、県教育委員会、市郡町組合教育委員会等との相互の連絡及び協議を密にしつつ、次の項目を考慮して行うものとする。

### 1 広域人事交流

- (1) 広域人事交流による本市公立学校への転任については、有為な人材の交流を積極的に進める。
- (2) 大学附属学校、県立学校等との間の採用及び退職を伴う広域人事交流については、上記(1)に準じて行う。

### 2 採用

- (1) 採用候補者は、上記1の(2)の場合を除き、令和元年度兵庫県公立学校教員採用候補者名簿等の登載者で県教育委員会から提示のあった者とし、当該候補者の中から本市の教育の発展に貢献しうる人材を採用する。
- (2) 配置に際しては、その基本的な力量等を培う観点に立って、計画的に配置を行う。

### 3 配置換

- (1) 管理職については、人物、識見、意欲、管理及び指導能力等について総合的に評価し、配置換を行う。
- (2) 管理職以外の者については、宝塚市教育再生プロジェクト会議の提言及び宝塚市幼小中教育プロジェクト委員会の提言等の趣旨や内容を尊重し、全市的視野及び長期的展望に立って、年齢構成や男女比等を考慮しながら校長の意見具申を基に、教育委員会が計画的に行う。
- (3) 指導力を有し、かつ、意欲のある者について、学校と教育委員会事務局等との交流を積極的に図る。
- (4) 主幹教諭については、各校の規模や教育課題に応じた配置を進める。

- (5) 特別支援教育については、特別支援学校教諭の免許状取得者の配置を進める。
- (6) 新規採用者については、豊かな教職経験を積ませるため、原則として同一校勤務年数4年をもって異動の対象とする。
- (7) その他の教職員については、原則として同一校の勤務年数が6年の者（長期勤務者）をもって異動の対象とする。
- (8) 長期勤務者のうち、同一校の勤務年数が10年以上のもので、その期間に産前産後休暇及び育児休業の期間を含む者については、異動について考慮する。
- (9) 次の者については、原則として配置換を行わない。
  - ア 現任校勤務が3年未満の者
  - イ 休職中の者
  - ウ 長期療養中の者
  - エ 産前産後休暇中の者
  - オ 育児休業中の者